

福島第二原子力発電所
廃止措置段階における運転員の体制について

令和 3 年 1 月
東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1. はじめに - 1 -
2. 廃止措置段階における運転員の体制について - 1 -

1. はじめに

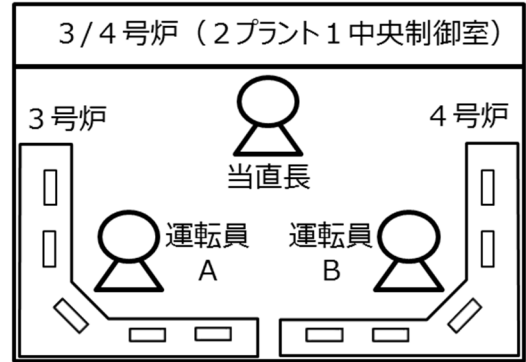
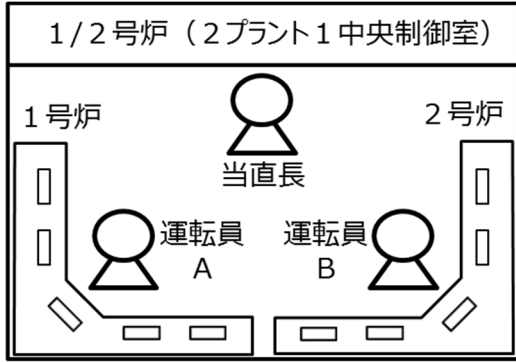
本資料は、福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)第4章「廃止措置管理」のうち、第11条「原子炉施設の運転員の確保」の規定内容について説明する。

2. 廃止措置段階における運転員の体制について

変更申請している保安規定においては、廃止措置段階のうち解体工事準備期間の保安のために必要な措置を定めたものであり、当該期間中は、使用済燃料プールに使用済燃料が存在している。使用済燃料プールに使用済燃料が存在している期間は、冷温停止を維持する必要があることから、現行の保安規定における「冷温停止、燃料交換の場合」から運転員の人数を変更しない。具体的には、1班3名以上の人数をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。また3名以上のうち1名は当直長として、包括的な業務管理を行う。

廃止措置段階での運転員の業務については、冷温停止維持の監視、巡視対応、定例試験等が主であり、中央制御室における監視体制について運転中から変更はなく、第1図に示すとおりに運用する。

巡視時の中央制御室における監視体制については、運転員1名が巡視を行っている間、残る運転員が監視を行い、当直長は責任者の立場として俯瞰的に中央制御室全体を監視する。定例試験時の中央制御室における体制については、運転員2名で定例試験を実施し、当直長は責任者の立場として俯瞰的に中央制御室全体を監視する等、巡視時や定例試験時の体制においても運転中から変更はない。



第1図 1 / 2号炉, 3 / 4号炉の中央制御室監視体制図

以 上